

図書館のミッションを考える

片山 善博*

図書館本来の機能、つまりミッションは、民主主義社会の国民・住民の「自立支援」を「知的インフラ」という側面で支えることである。真の民主主義社会の実現には、政府と国民との間でできるだけ広範な情報共有が必要であると同時に、政府が発信する情報だけでなく、いわば「対抗軸」ともいべき客観的資料や政府案への問題点を論じた資料など、バランスの取れた情報環境が必要である。また、重要な政策決定を審議する際、失敗事例、諸外国事情を含め、基礎となる資料や情報は不可欠である。それらの情報環境を担うのが図書館であり、図書館のミッションといえる。そして、それらの情報へのアクセスを的確に行うのが司書の役割である。

キーワード：民主政治、図書館、ミッション

1. はじめに

現代社会において図書館が重要な役割を果たすことは言を俟たない。ただ、この認識は図書館関係者の間では常識に属するだろうけれども、世の中一般に共有されているかとなるとはなほおぼつかない。

例えば、身近なところで自治体の首長である。筆者は鳥取県知事をすでに8年間務めていて、これまで機会あるごとに図書館の大切さを説いているのだが、一向に全国の首長の間で共感ないし賛同の環が広がる気配はない。

議員の皆さんはどうだろうか。国会の中で図書館整備の必要性和その質の向上を熱心に説いている議員がいるのかどうか、寡聞にして知らない。また、全ての地方議会には必ず議会図書室が設けられている（ことになっている）。地方自治法において設置を義務付けされているからだ。これらの図書室の現状はどうだろうか。地方議員の調査活動などに有効に利用されているだろうか。読者の皆さんの中で関心がある方は最寄りの議会図書室を訪れてみられるといい。図書室の看板は掲げられていても、実態は倉庫ないし物置状態であることに驚かされる人も少なくないはずだ。

教育現場に目を転じ、学校図書館を取り上げてみよう。かつて学校図書館の図書購入費に充てることを条件に国から市町村に対して一定の財源が交付されていた。その財源のもとが数年前に用途を特定されない地方交付税に変更されたところ、多くの自治体において学校図書館図書購入予算が地方交付税に積算されている額に満たない状況を呈している。もちろん用途を特定されていないのだから、当該財源を学校図書館に充てようとそれ以外の分野の経費に回そうが違法ではない。しかし、全国の自治体において、政策選択として学校図書館が優先順位の高いポジションを与えられていないことを推定させる証左にはなる。

本来図書館の重要性を指摘するのは、地域図書館など住民の皆さんが日常利用する図書館をいうのであって、特別の図書館ないし図書室のことではない。しかし、議会図書室や学校図書館に対する認識が高くないということは、地域図書館などについても行政や政治から似たような扱いを受けていることは想像に難くない。もっといえば、そもそも政治家や自治体関係者が普段仕事をする上で図書館を利用し、そのサポートを受けながら質の高い成果に結びつける習慣がないのではないかということだ。こんな風土と環境の中からは、図書館に対する正当な評価はなかなか生まれにくいだろう。

2. 分権の「砦」としての鳥取県庁図書室の実践

2005年秋、鳥取県庁内に「県庁図書室」を設置した。これまで県庁内に図書室がないことに筆者は不便を感じ続けていたが、他県でも庁内図書室を有している府県は稀であると聞かされ、そのことに些かの驚きを禁じえなかった。図書館ないし図書室のない環境の中で自治体の職員は日常一体どうやって政策形成などに必要な資料や図書を調達しているのだろうかという疑問に思うからである。

そこで折に触れて職員から仕事の仕方などを聴取してみると、予算や条例案などを検討するに際し、それに必要となる内外の事例や情報などを広く集め、これらを参考にしつつ成案を得るというプロセスがほとんどみられないのである。もちろん徒手空拳でというわけではなく、それなりの「参考書」はひもといている。しかし、それらは往々にして関係省庁が作成したマニュアルであったり、解説本であったりする。それがいけないとはいわないが、こうしたマニュアルや解説本だけに頼って政策や条例案を作る「生活習慣」は褒められたことではない。まして地方分権の時代の自治体の仕事のあり方としてはふさわしくない。

地方分権の時代にあつては、地域の現場で課題が発生した際、これを解決するためには国の対応をひたすら待つのではなく、自治体が独自に解決策を講じなければならない。そのためには自ら考える力が必要となり、考えるためには

*かたやま よしひろ 鳥取県 知事

〒680-8750 鳥取市東町1-220

(原稿受領 2007.1.22)

基礎となる資料や情報が欠かせない。その際、従来のように「メイドイン中央官庁」のマニュアル本は多少の参考にはなるかもしれないが、自治体が独自の施策を考えるためには総じて役に立たない。これらのマニュアル本は国が作った政策の解説であったり、すでにある先例の紹介であったりして、現場で発生した前例のない新しい課題の解決には縁遠いからである。

しからば、その真に必要な資料や情報をどこで手に入れたらいいのか。それこそが図書館であるというのが筆者の考えだ。ただ、図書館には行政やその中で働く公務員のために使い勝手がいいように書籍や資料が整理され、用意されているわけではない。必要な資料や関連書籍は図書館の膨大な蔵書群の中に埋もれている。その中からいかに有益な情報を取り出せるかがポイントとなるが、その作業を効率的かつ的確に行うのが専門職としての司書の役割にほかならない。

鳥取県庁図書室といっても庁舎内の小さな一室を占有しているに過ぎない。自前の蔵書はほとんどない。一見それで何ができるのかと訝しがる人も少なくないだろう。実はこの図書室は事実上鳥取県立図書館の分室としての性格を有している。自前の蔵書はほとんどなくても、背後に県立図書館の膨大な書籍と資料とが控えている。いわば県庁図書室は県立図書館へのアクセスポイントとしての位置付けなのである。そのアクセスを的確に行うのが司書の役割であることはいまでもなく、県庁図書室には優秀な司書が配属されている。

当初県庁図書室の使い方になれていなかった県庁職員も今ではかなり使いこなすようになってきている。自ら新しい政策を考える時や職務上の知識を仕入れる必要が生じた時などに、資料や情報を求めて、まず図書室の司書に相談を持ちかける習慣が徐々に身につくようになってきた。

筆者自身にもこんな経験がある。筆者は先年中央教育審議会の委員を務めていた。そこでは教育に関し広範な議論が行われる。その際その議論から取り残されないためには、委員として単に事務局から配布される資料を追うだけでなく、自らも積極的に関連する知識や情報を仕入れておかなければならない。あるとき、筆者が何事につけ注目している北欧、特にフィンランドの教育の実情が知りたいと思い、東京出張時に都内の大規模書店で関連図書を探したが、適当なものは見当たらない。そこで出張から帰った後県庁図書室の司書にその意を伝えたところ、たちどころに関連図書や資料のリストが提示されたのである。そのリストに掲載された本や資料の多くは県立図書館に所蔵されているが、一部は国会図書館など他の図書館にしかないものも含まれている。このリストの中から真に必要な文献を取り寄せ、それに目を通すことによって、筆者はフィンランドの教育制度やその運用の実態などの概略を把握することが可能となった。このことがその後の教育のあり方をめぐる議論の中で大きな支えとなったことは言うまでもない。

とかくわが国の地方自治体では知識や情報を中央官庁に

依存する傾向が強い。知識や情報を中央官庁に頼っていると、思考の枠組みまでも中央官庁モード一色になりかねないし、現にそうになっている自治体も少なくない。これでは地方分権時代といっても絵にかいた餅だし、自治体の自立からはほど遠い。地方分権とは単に権限や財源を国から自治体に移譲することを意味するのではなく、現場で自ら考え自ら判断することが大切であることは先に述べたとおりである。思考の枠組みは中央官庁から与えられるものであってはならず、自治体が自ら形成しなければならない。それには自治体が必要とする知識や情報も中央官庁に頼ることなく、これらを自前で調達するシステムが機能しなければならないはずだ。

黙っていてもまるで洪水の如く大量の文書や情報が中央政府から自治体に押し寄せてくる毎日である。それに忙殺されているだけでつい仕事をしたような気になっているようでは、自立からはほど遠い。知識や情報が得られる自前のシステムが存在してはじめて自治体の自立は可能となる。これがやや大げさに言えば地方分権の砦としての役割であり、わが鳥取県庁図書室のミッションもそこにある。

3. レファレンスを通じて垣間見えたわが国の知的環境

鳥取県では2000年10月に鳥取県西部地震と呼ばれる大きな地震災害に見舞われた。幸いこれによる死者はいなかったものの、マグニチュード7・3、最大震度は6強と規模だけでいえば阪神淡路大震災に匹敵する大きな地震災害だった。この経験を踏まえ、鳥取県ではその後各地で発生する災害にも常に関心を持ち、今後の災害対策に役立つ情報などの収集に注意を払っている。

一昨年アメリカ南部で発生した大型ハリケーン「カトリナ」に対し県庁防災担当部局はこのほか強い関心を抱いていた。単に災害の規模が大きかったというだけでなく、発生前の対応や発生直後の応急対策の面で行政の失敗が推定され、それを知ることによってこれを他山の石にできると考えたからである。当初県では調査のために被災地に職員を派遣することも検討した。ただ、すでに政府をはじめとして数多くの調査団が日本から現地へ赴いており、それらの調査報告書も出ているはずだ。ここで敢えて独自に不慣れた調査隊を送り出すよりは、むしろそれらの報告書などを取り寄せこれを分析した方が効果的ではないかとの結論に達したのである。

そこで担当職員は早速県庁図書室の司書にレファレンスを依頼したところ、数日ならずして関連図書や論文さらには各種報告書の膨大なリストが出来上がった。この時点で災害発生からほぼ1年を経過していたので、相当数の論文などが書かれているのは当然ではある。ただ、そのリストを見て驚いたことは、なんとほとんどの資料がアメリカで書かれた英語のもので、日本語の文献はほんのわずかしかなかったということである。しかもその数少ない日本語の文献も、例えばミシシッピ川の堤防の構造に関するものなど専門分野に関する技術的なものであって、この災害の

全容、被災地や被災者の置かれた状況と課題、行政の対応の誤りやそこから得られる教訓など、全体を概括する内容のものは皆無に近い状態だったのである。

結局われわれが知りたい情報は日本語の文献からはほとんど得ることができず、英語の文献や資料しか利用することができなかつた。職員は悪戦苦闘しながらも英語を読みこなし、多少の時間がかかった後、一つの報告書をまとめるに至った。それを読むと、この災害のありさまや行政の反省点などを実によく把握することができる。特に筆者が最も強い関心を寄せていた大規模災害発生時における連邦政府、州政府およびニューオリンズ市当局の連携のあり方、その連携がうまくいかなかった事情や背景などもよく理解することができるものだった。これは今後のわが国の災害対策に大きく裨益するものであるに違いない。

ということでそれはそれでよかったのであるが、よくよく考えてみればこんなことでいいのだろうかとの思いも強い。それは政府やマスコミさらにはアカデミズムも含め、わが国の貧困な知的環境の一端が垣間見られるからである。この災害から何かを学び取ろうとして調査に派遣された人は数多くいる。しかし、利用できる日本語の文献に限っていえば、その対象は堤防の構造に関するものの如く、ごく狭い専門領域にとどまっている。ハードの分野もソフトの分野も含めて一つの災害を鳥瞰し、これをトータルに把握した上で今後の教訓にしようとのバランスのとれた知的関心が見られないのである。ここにわが国の貧困な知的環境を読み取らざるを得ないのである。

ひょっとすると調査団によってはこのような関心を持って調査し、それなりの報告書をまとめているのかもしれない。しかし、たとえそうだったとしても、それが一部の関係者の間で専有され、世の中に広く共有されていなければ真の報告とはいえないだろう。これも貧困な知的環境の一つの側面ではある。

ともあれ、これらのことが判明したのは司書に対するレファレンスを通じてであったし、英語の豊富な文献・資料を手に入れることができたのもまさしくレファレンスの成果である。レファレンスが如何に重要であるか、図書館の持つこのレファレンス機能を利用することによってどれほど知的空間が広がるかを多くの皆さんに理解してもらうことの大切さをあらためて痛感した次第である。

4. 議会の自立と議会図書室

冒頭で紹介したように、わが国の地方議会ではすべからず議会図書室を設置することが地方自治法で義務付けられている。読者の皆さんは果たしてこのことをご存知だったのだろうか。知っていたとしても、法が地方議会に図書室の設置を義務付けている意義や理由までご存知の方は多分稀だろう。おそらくは当の地方議員の多くもそのことをあまり認識していないのではないか。それを例証するものとして、全国の多くの（あるいは「ほとんどの」と言い換えた方が適切かもしれないが）議会図書室が倉庫ないし物置状態のまま放置されていることはすでに指摘したとおりであ

る。

そもそも何ゆえに地方自治法は全ての地方議会に図書室の設置を命じているのだろうか。それはこの設置を義務付けている条項の場所を見てみると理解が容易である。議会図書室の設置義務が書かれているのは地方自治法第100条である。この第100条は実は自治体および議会関係者にとってはつとに有名な条文である。

ただし、それは議会図書室設置義務としてではなく、議会が有するいわゆる100条調査権の根拠規定として、である。100条調査権とは地方議会が持つ強力な調査権限だ。議会が一般的に持っている自治体執行部に対する質問権や調査権とは異なり、調査対象は行政外にまで及ぶ広範なものである。加えて、議会が設置した調査委員会への出頭などについては、裁判の場合と同様一定の強制力をも伴っている。これは国会における国政調査権と並ぶ強力な調査権限であり、議会の持つ最大のミッションが「調査」にあることをこの条文は如実に示している。

議会図書室設置の根拠がこの100条調査権と同じ条文中に規定されていることからしても、議会図書室設置の意義が議員のミッションである調査活動を資料情報面で支えることにあることは容易に理解できよう。全国の議会関係者はこのことをよく認識しておくべきである。

というのは、現状において多くの地方議会議員の皆さんが「質問」など執行部に対するチェックや調査のために必要となる資料や情報を適切に入手しているかどうか、いささか危惧しているからである。多くの議員は資料や情報を日頃どこから手に入れるのが一般的だろうか。おそらく執行部を通じてではなかろうか。もちろんそのことは間違っていないし、非難されるべきでもない。当該自治体の財政運営や施策について、自治体の内部資料は欠かせないし、議員には当然の権利として地方自治法により「資料請求権」が認められている。

ただ、問題がないわけではない。そもそも執行部をチェックしようとする際、それに必要な資料や情報を当の相手方からしか得られない場合、果たして十分なものを収集することが可能だろうか。例えば、執行部の行政運営に関し他によりふさわしい政策選択があるのではないかという問題意識を議員が持ち、そのことを実証するために必要な資料や情報を執行部から求めたとしよう。その場合、その資料や情報を求められた執行部の職員は、他の選択肢の方が優れていることを明らかにするような資料や情報を進んで出すはずがないとまず考えるべきである。逆に執行部が選択した政策の正当性を示す資料や情報を積極的に提示するに決まっている。職員のその姿勢の当否はともかくとして、それが、一生懸命職務に励む職員の常であり、人情というものだ。そこで、その資料を見たり説明を受けたりした議員は、当初の問題意識を失って、むしろ執行部の選択肢の方に共感を覚えその応援団に変じること稀ではなかろう。これもまた人情というものかもしれない。

しからば、このような場合に議員はどうすればいいのだろうか。それは、単に該当の政策を考案した当の執行部か

ら提出される資料や情報さらには直接の説明だけを頼りにして判断するのではなく、これらと距離をおいた資料や情報を併せ持つことである。いわば資料や情報に関して「対抗軸」を持っておくことだ。それは例えば、似たような政策課題に対応して実施している他の自治体の事例に関する情報であったりする。執行部から出てくる情報の中では、往々にしてうまくいっているケースばかりが紹介されていて、うまくいっていない事例は捨象されるのが通例だ。たまに紹介されていたとしても、それは特殊要因によってうまくいかなかったのであり、わが自治体で実施する場合には問題ないことを説得するための「補強材料」として活用されることが多い。

しかし、実際には執行部の見方とは異なり、そのうまくいかなかった他の自治体の事例には単に特殊要因にとどまらないで、「失敗の本質」が潜んでいるかもしれない。それを見抜くには執行部提出の資料において示された視点とは異なる視点が求められる。しかも失敗の事例は一つではなく、もっと多くの自治体に存在する可能性も否定できない。これらに関する資料やそれを論じた報告書などをできるだけ多く集め、それに目を通すべきだろう。

政策選択を検討する際、求められる資料や情報は国内の自治体の事例にとどめない方がよい。広く海外に目を転じ、諸外国の自治体の同種の政策や事例などを知ることも大切なことだ。以上述べた失敗事例に関する資料や報告書、さらには参考となる諸外国の事情に関する情報などが、まさしく資料や情報面での「対抗軸」という意味合いである。では、議員はいかにしてこの対抗軸を持つことができるのか。それが議会図書室であることは言うまでもない。

地方議会は自立した存在であらねばならない。そもそも自治体はいずれも住民の代表である首長と議会とで構成されている。これがすなわち「二元代表制」であり、別の表現として首長と議会とが「車の両輪」だとも称される。この「車の両輪」に関しとかく誤解も多い。車の両輪なのだから執行部と議会とはいつもぴったり一致しているべきだとする考えがその典型だ。ぴったり一致するためには、いつも根回しなどで意見や考えを共有し、異論や反論がないようにしておく必要がある。しかし、これでは議論の「多様性」が失われてしまうので、民主主義の本質からはずれてしまう。ぴったり一致するとは、車にたとえればそれは「両輪」ではなく「一輪車」にほかならならず、その運転は実に危なっかしい。本来車は二つの車輪の間に適度な間隔があることによってはじめて安定して前に進むことができる。これによって真の「車の両輪」になるはずだ。

「車の両輪」になるためには議員の資料・情報取得能力が問われる。議会の調査活動などに欠かせない資料や情報をもつばら執行部に依存している状態は、「車の両輪」ではない。それは極めて重要な資料情報面において、一方の「車輪」の議会が他方の「車輪」である執行部に嵌め込まれているようなものであって、「いびつな一輪車」だ。これでは議会の自立などおぼつかない。

筆者は、全国の地方議会においてその図書室をぜひ今一

度総点検した上で、あらためてその整備に力を入れてもらうよう呼びかけている。できれば専任のスタッフ、特に司書資格を持っている職員を配置してもらいたいと願っている。所蔵する書籍や資料の充実には、予算面やスペースの都合で自ずから限界があるだろうが、その際には鳥取県議会図書室が実践しているように、県立図書館などの公共図書館とのネットワークを活用したらいい。

こうして再デビューした議会図書室を通じて利用できる豊富な資料や情報、これにアクセスするための優秀な司書のサポートにより、わが国地方議会の議員の皆さんには自治体運営のあり方や政策形成などについてももっともっと勉強してもらいたいと願っている。

実は、現下わが国自治体の焦眉の課題はその質を高めることにある。質を高めるとは首長を含む執行部の質を高めることはもちろんだが、議会の質を高めることがもっと重要だ。執行部をチェックし、政策提言を行うだけでなく、本来議会は「立法機関」として政策課題を自ら制定する条例によりルール化することを本務としているからだ。

この本務を含めて議会が本来の使命を果たすようになることで、自治体の質は格段に向上する。そのためには、議員は執行部とは距離を置き、執行部に依存しない情報源を保有する必要がある。保有するだけでなく、その情報をフルに活用してこれを議会活動に生かさなければならない。議員にもっともっと勉強してもらいたいと言ったのは、以上のような文脈においてである。ややオーバーな表現をすれば、自治体の質を高めるため議会図書室のありようが問われるのが地方分権時代なのである。

5. 民主主義の砦としての図書館

地方分権について、その砦としての役割を県庁図書室とその背後の図書館が担っていることはすでに紹介した。実は民主主義について、似たような事情が政府と国民の間にも、また、自治体と住民の間にも存在している。国民に対し政府は絶大な権限を持つており、かつ、両者の間の情報格差は政府と自治体間に存する格差の比ではない。本来民主主義の社会では政府と国民との間でできるだけ広範な情報共有が必要である。ところが、両者の間に絶対的な情報格差がある場合には、国民は政府によって知らず知らずの間について情報操作をされてしまいがちで、それだと民主主義の根幹は揺らぎかねない。

先年社会保険庁の組織ぐるみの腐敗が天下に明らかになった。その際、この社会保険庁によって管理されている年金がちゃんと適正に運用されているのかどうか、多くの国民は不安に陥った。現に当時全国各地の社会保健事務所に長蛇の列ができたことは記憶に新しい。自分が加入している年金は大丈夫なのか、不安いっぱい国民は社会保険事務所の担当官を問い詰めたに違いない。でも担当官の答えは決まっている。「大丈夫ですから心配しないで下さい」である。

筆者はこんな状況を見るにつけ、わが国民は本当に情けない存在だとつくづく考えさせられるのである。年金とい

う人生の後半を託す制度の信頼が揺らぎ、大きな不安が生じた際、これを確かめるためには、その不安を生じさせた当の相手のところに出向き、おそるおそる問い、あげくその相手から「大丈夫」だと気休めを聞かされるしか術がないからである。もちろんそれは気休めではないかもしれない。しかしそれすらも確かめようがないではないか。これでも国民は自分が「主権者」だと胸を張れるのだろうか。

もう一つ例をあげる。政府はこれまで躍起になって市町村合併を押し進めてきた。政府によれば合併した自治体の未来はバラ色であって、多少の不安や課題は予見されるものの、それらは自助努力と政府の強力な支援措置により全て払拭ないし解決されるとのことだった。政府はこうした考えをマスコミや政府広報を通じて広く国民に訴え、かつ、全国各地で説明会などを開催したものだ。

これに対し、只管規模を拡大する方針に疑問を持った国民も少なからずいた。また、政府の言うことが本当に正しいのかどうか、確かめてみたいと考えた住民もいたはずだ。ではその住民の皆さんはこれに必要な情報や資料を一体どこで手に入れることができたのだろうか。政府に聞いてみても、政府は合併推進しか頭がないから、当然これに疑問符をつけるような資料や情報が出てくるはずがない。

そこで最寄りの自治体に問い合わせてみたとして。今でこそ合併の弊害があちこちで語られるようになり、合併は「バラ色」ではなく「イバラの道」だったと認識する地域も出てきたが、当時は全国のほとんどの自治体が政府の方針に忠実に従い、これを後押しする資料しか持ち合わせていなかったのが実情である。心ある住民が合併の功罪を検討しようと勢い込んで資料収集に乗り出したところ、やっぱり合併はバラ色だとする資料と情報を押し付けられてしまったに違いない。ここでも「主権者」の情けない一面を見ざるを得ないのである。

本来民主主義の社会においては、権力による情報操作ないし権力の側に操作する意思がないとしても、日々大量に垂れ流す情報に対抗するための情報拠点の存在が不可欠である。その役割は通常マスコミであったり、アカデミズムであったり、場合によってはNPOなどに期待されるし、わが国においてこれらがそれなりの機能を果たしていることを否定するものではない。

しかし、国民生活や国の将来にとって重要な事柄についてこれらの機関が常に対抗軸として機能し、結果として国民にバランスの取れた情報環境を提供しているかといえ、必ずしもそうとは言えない。その典型的な例としてあげたのが、先の年金不安と市町村合併である。前者は政府の不始末、後者は政府が腕まくりをして進めた施策に関する事で、政府自体からバランスの取れた情報が出てくることを期待し難い分野だ。こうした事柄について対抗軸が存在しない、ないし対抗軸はあってもそれが著しく脆弱であったとしたら、国民は貧困で歪な情報環境の中に身をおくしかない。それでは国民は民主主義国家の真の「主権者」とはいえまい。

では一体どうしたらいいのか。ここでもやはり図書館に

期待せざるを得ないのである。図書館が国民・住民にとって大切な事柄について常にバランスの取れた情報環境を提供する。それは政府の一方的な情報に惑わされることなく、むしろ敢えてそれらへの対抗軸としての情報環境を整えることにほかならない。例えば年金問題に即していえば、年金の将来を社会保険庁の資料によらないで客観的に推計した資料であり、年金を管理し運用する社会保険庁自身の抱える問題点やその解決方策を示す論説などだろう。市町村合併であれば、合併によって生じうる負の影響、例えば従来自分たちの地域のことは自分たちで決められていたのに、合併後は決められなくなる仕組みを理解できる資料、北欧のようにわが国より小規模の基礎的自治体が質の高い行政運営を行っている実情などである。

こうした資料や情報に容易に接することによってはじめて、国民は自らの年金問題を正しく把握することができ、住民は自分たちの地域の将来を冷静に見つめることができるようになる。この権力に対する対抗軸としての図書館の機能は、多様で柔軟性のある真の民主主義社会を作り、これを維持するためには不可欠のインフラである。と同時にこれらは図書館本来の機能そのものでもある。

ではそもそも図書館本来の機能とは何か。それは、すなわち図書館のミッションを考えることでもある。筆者は図書館のミッションは「自立支援」にあると考えている。国民・住民が自立するための「知的インフラ」という意味だ。最近各地の図書館で「起業支援」の取組みが展開されるようになった。その積極的な姿勢は評価に値するし、図書館におけるこの種の活動がわが国ではまだ始まったばかりなので、話題として取り上げられることも多いが、筆者は起業支援も図書館本来の機能の一つに過ぎないと捉えている。それは国民・住民が仕事面で自立するのを支援する活動にほかならないからだ。

鳥取県立図書館では「闘病記文庫」を開設した。病魔に侵され、つい弱気になっている人が、例えば同じような病苦を克服した人の手記に勇気づけられ、「生きて行く力」と希望を取り戻していただければとの願いを込めたものだ。この「生きて行く力」があつてはじめて「自立」も可能となる。自分の目で確かめたことはないが、「自殺したくなったら図書館に行こう」とのスローガンがアメリカのある図書館に掲示してあるそうだ。これこそ「生きて行く力」すなわち「自立」を支えることが図書館の重要な役割であることを端的に表現している。

ともあれ、図書館のミッションは自立支援にある。民主主義社会を維持し、その中で主権者として生きていくには市民として「自立」することが必要だ。そのためにはバランスの取れた客観的な情報環境が整えられていなければならない。その機能を果たするのが図書館である。その際、権力への知的対抗軸としての機能を敢えて図書館には期待したい。現在のわが国において政治的市民の自立支援にはこの対抗軸が不可欠だと考えるし、それが民主主義の砦になるからだ。

6. 終りに

本稿では図書館の役割をちょっと違った視点から取り上げてみた。民主主義と図書館との関係に焦点を当てて、図書館のミッションを考えてみたものだ。元来図書館の役割を論ずる場合、一般の利用者に視点を置くのが通例だろうが、この際敢えてそれは捨象した。その視点での考察は、多くの識者特に筆者などより図書館との関わりが深く、かつ、専門的知見に富んだ方に委ねるのがふさわしいと考えるからだ。

筆者は、図書館にとってはいささかマージナルとも思える視点から図書館のあり方を論ずることによって、かえって現代社会における図書館が持つ本質的役割に気づかされる面があると考えている。それは同時に図書館のミッションを再認識する過程でもある。

全国各地の図書館関係者から、図書館の利用者と応援団が少ないことや図書館に対する世間の理解が乏しいことについて、不満や嘆きを聞かされることが少なくない。そうした場合には、図書館のミッションをあらためて考えるよう勧めることにしている。単に貸し出し冊数を増やすのがミッションだとすれば、何でもいいから住民が好んで読む本を多く揃えておけばいい。しかし、それで図書館に対する世間の理解が進むとはどうも考えられないし、むしろ

そんな趣味的な読書を税金で支える必要はないと批判されてしまうのが落ちだ。これは明らかにミッション誤りの結果である。

筆者は長年の図書館との関わり、それは利用者としての関わりでもあるし、行政の長としての関わりでもあるのだが、その関わりを通じて図書館の役割とミッションを常に考えてきた。その結果、地方自治や民主主義をライフワークとする筆者にとって、図書館とはこの分野においてもきわめて重要な知的インフラだと認識するに至っている。幸い8年前に県知事というポジションを与えられたので、誰に頼まれたのでもなくこの認識に基づいて自分の力の及ぶ範囲で図書館環境の整備に取り組んできた。本稿では、他の自治体などでも参考にしてもらえればと願い、その取組みの一端などを紹介した次第である。

最後に筆者自身にとって大変嬉しい話題を紹介しておく。それは昨年末の図書館総合展においてわが鳥取県立図書館が「Library of the year」に選定されたことだ。日本一の図書館づくりを目指して頑張ろうと、図書館スタッフがミッションを大切にしながら創意工夫と努力を重ねたその成果が高く評価されたされたことを、筆者はわがことのように喜んでいる。図書館スタッフとそれを支える利用者の皆さんに敬意を表して止まない。

Special feature : Recommendations for libraries. The mission of the library: Wat is it?. Yoshihiro KATAYAMA
(Governor of Tottori Prefecture, 1-220 Higashi-machi, Tottori City, Tottori-Pref. 680-8570 JAPAN)